

吉野町住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書

吉野町長 殿

住 所 吉野町大字
 申請者 氏 名 ㊟
 電話番号 ー

吉野町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

施工者	氏 名 : 電話 ()
	業 者 名 :
	住 所 : 吉野町大字
工 事 内 容	1. 改修・修繕 2. 模様替え 3. 増改築 4. その他
対象住宅の所在地	吉野町大字
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
工 事 金 額	金 円
補 助 金 申 請 額	金 円
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> リフォームに係る見積書の写し（全体） <input type="checkbox"/> リフォームに係る見積書の写し（吉野町内で生産又は製材された木材） <input type="checkbox"/> 住宅の位置図及び平面図 <input type="checkbox"/> リフォームを行う箇所の写真 <input type="checkbox"/> 納税証明書（補助金申請者用） <input type="checkbox"/> 納税証明書（施工業者用） <input type="checkbox"/> 個人情報確認同意書（補助金申請者用） <input type="checkbox"/> リフォーム工事承諾書（借家の場合用）（借家の場合のみ） <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

納税証明書（補助金申請者用）
（住宅リフォーム助成事業申請用）

住 所 _____ 吉野町大字 _____

氏 名 _____

町税（国保税を除く）について、上記並びに上記と同一世帯員の未納の税額はありません。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

吉野町長

納税証明書（施工業者用）
（住宅リフォーム助成事業申請用）

住 所 吉野町大字

氏 名 _____

町税（国保税を除く）について、上記法人並びに代表者の未納の税額はありません。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

吉野町長

年 月 日

個人情報の提供に関する同意書（補助金申請者用）

吉野町長 殿

住 所 吉野町大字

氏 名 ⑩

私は、吉野町住宅リフォーム助成事業補助金交付申請を行うにあたり、以下のことについて同意します。

吉野町長が保有する以下に掲げる私及び私の世帯員に関する他の補助制度または給付等の受給状況の確認のために、吉野町住宅リフォーム助成事業担当者に対して提供すること。

- ① 氏名・住所、属性に関する情報
- ② 奈良県日常生活用具給付等事業住宅改修費の支給状況に関する情報
- ③ 介護保険制度住宅改修費の支給状況に関する情報
- ④ 吉野町木造住宅耐震改修事業補助金の交付状況に関する情報
- ⑤ 吉野町水洗便所改造助成金の交付状況に関する情報
- ⑥ 吉野町合併浄化槽設置補助金の交付状況に関する情報
- ⑦ その他住宅改修に関する町の補助制度の交付状況に関する情報

年 月 日

リフォーム工事承諾書(借家の場合用)

吉野町長 殿

補助金交付申請者

住 所 吉野町大字

氏 名 (印)

吉野町住宅リフォーム助成事業補助金申請にあたり、次のとおり住宅等の所有者にリフォーム工事及び当該補助申請する事に承諾を得ましたので提出します。

記

吉野町住宅リフォーム助成事業の補助金の申請にあたり、当該住宅等の所有者である私は、リフォーム工事及び補助申請することを承諾する。

年 月 日

(住宅等の表示) 吉野町大字

(住宅等の使用者) 住 所 吉野町大字
氏 名

(住宅等の所有者) 住 所 吉野町 大字
氏 名 (印)
電話番号 ()

(注) 補助の回数は、以下のとおりですのでご注意ください。

①戸建住宅の場合は、同一住宅に対して1回限り。

②集合住宅の場合は、同一補助対象者に対して1回限り。

殿

吉野町長

吉野町住宅リフォーム助成事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった吉野町住宅リフォーム助成事業補助金については、次のとおり交付決定（却下）することとしたので、吉野町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 交付決定する

(1) 補助対象物件の所在地

吉野町大字

(2) 交付決定額

金 _____ 円

(内訳) 事業費に対する助成

円

吉野町内で生産又は製材された木材に対する助成

円

(3) 補助金交付時期

事業が完了し、補助金交付額が確定した後。

2 却下する

(却下理由)

(教示)

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、吉野町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内）に、吉野町（代表者 吉野町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

* 補助の要件

(1) 本要綱の規定を遵守すること。

(2) 補助金交付決定額は、事業費の確定により変更する場合があります。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

吉野町長 殿

申請者 住 所 吉野町大字
氏 名
電話番号 一 (印)

吉野町住宅リフォーム助成事業補助金交付申請取下げ願

年 月 日付けで申請した吉野町住宅リフォーム助成事業補助金の
交付については、下記の理由から吉野町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第10条
の規定により取下げします。

記

1. 補助対象物件の所在地 吉野町大字
2. 理 由

年 月 日

吉野町長 殿

住 所 吉野町大字
申請者 氏 名 ⑩
電話番号 ー

吉野町住宅リフォーム助成事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた吉野町住宅リフォーム助成事業補助金について、申請した事項を変更したいので、吉野町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり申請します。

記

補 助 対 象 物 件		
補 助 決 定 通 知 額		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変更の内容及び理由		
添 付 書 類		

- *注 (1) 変更内容及び変更理由については、できるだけ詳しく記載すること。
(2) リフォーム工事等の内容及びリフォーム工事等に要する費用の変更の場合は、変更後の内容及び積算基礎が明らかとなる書類を添付すること。

殿

吉野町長

吉野町住宅リフォーム助成事業補助金変更決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった吉野町住宅リフォーム助成事業補助金の変更については、次のとおり交付決定（却下）することとしたので、吉野町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 交付決定する

(1) 補助対象物件の所在地

吉野町大字

(2) 交付決定額

金 _____ 円

(内訳) 事業費に対する助成

円

吉野町内で生産又は製材された木材に対する助成

円

(3) 補助金交付時期

事業が完了し、補助金交付額が確定した後。

2 却下する

(却下理由)

(教示)

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、吉野町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内）に、吉野町（代表者 吉野町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

*補助の要件

(1) 本要綱の規定を遵守すること。

(2) 補助金交付決定額は、事業費の確定により変更する場合があります。

吉野町長 殿

住所 吉野町大字
 申請者 氏名 ⑩
 電話番号 ー

吉野町住宅リフォーム助成事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた吉野町住宅リフォーム助成事業について、工事を完了したので、吉野町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第13条の規定により報告します。

補助対象物件	1 一戸建ての個人住宅 2 一戸建ての併用住宅 3 住宅関連施設等 4 その他の住宅等 (建物全体の延面積 m ² 左記のうち店舗等 m ²)
施工個所及び 工事内容	
工事期間	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日
工事金額 (税込)	円 (内補助対象額 円)
添付書類	<input type="checkbox"/> 工事代金領収書 (全体) <input type="checkbox"/> 吉野町内で生産又は製材された木材の納品証明書 <input type="checkbox"/> 補助対象工事実施前後の施工個所の写真 <input type="checkbox"/> 補助対象木材を使用した箇所が確認できる写真 <input type="checkbox"/> 建築確認を必要とする工事は、建築基準法に基づく検査済証の写し <input type="checkbox"/> その他 ()

* 吉野町確認欄

上記のとおり、リフォーム工事が完了したことを確認する。

年 月 日

吉野町 課 職名 氏名 ⑩
 吉野町 課 職名 氏名 ⑩

吉野町長 殿

住 所 吉野町大字
納品業者商 号
氏 名 ⑩
電話番号 ー

吉野町内で購入した吉野町内で生産又は製材された木材の納品証明書

吉野町住宅リフォーム助成事業補助金の交付を受けてリフォーム工事を実施する下記の工事に使用する木材について、吉野町内で生産又は製材された木材であることを証明いたします。

記

補助事業者 (施主)	吉野町大字
納品相手方	吉野町大字
納品場所	吉野町大字
納品部材名 及び数量	
納品日	年 月 日 ~ 年 月 日
販売金額	金 円

殿

吉野町長

吉野町住宅リフォーム助成事業補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した吉野町住宅リフォーム助成事業補助金について、交付する補助金の額を確定しましたので、吉野町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

1 補助金交付確定額 円

年 月 日

吉野町長 殿

住 所 吉野町大字
申請者 氏 名 ⑩
電話番号 ー

吉野町住宅リフォーム助成事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があった吉野町住宅リフォーム助成事業補助金について、吉野町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第15条の規定により下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額

一金								円
----	--	--	--	--	--	--	--	---

2. 振込先

金融機関名	
同店舗名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他
口座番号	
口座名義人	フリガナ

殿

吉野町長

吉野町住宅リフォーム助成事業補助金取消し通知書

年 月 日付け 第 号による吉野町住宅リフォーム助成事業補助金の交付については、下記の理由により取消したので、吉野町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

記

- 1 住 所 吉野町大字
- 2 氏 名
- 3 取消理由

（教示）

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、吉野町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内）に、吉野町（代表者 吉野町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

第 年 月 日
号

殿

吉野町長

吉野町住宅リフォーム助成事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、
吉野町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第17条の規定により、次のとおり返還
を命じます。

記

- | | | | | |
|---|---------|--------|-------|--------------|
| 1 | 交付決定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 交付済額 | 金 | | 円 |
| 3 | 返還額 | 金 | | 円 |
| 4 | その他 | 上記の金額を | 年 月 日 | までに返還してください。 |

(教示)

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、吉野町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内）に、吉野町（代表者 吉野町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

*補助の要件

- (1) 本要綱の規定を遵守すること。
- (2) 補助金交付決定額は、事業費の確定により変更する場合があります。

